

千葉市条例第 号

千葉市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部
を改正する条例

千葉市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成4年
千葉市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「54人」を「50人」に改める。

第2条中「中央区 11人」を「中央区 10人」に、「花見川区
11人」を「花見川区 10人」に、「稲毛区 9人」を「稲毛区
8人」に、「若葉区 9人」を「若葉区 8人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

千葉市議会議員の定数及び各選挙区選出の議員数を変更するため、  
条例の一部を改正しようとするものであります。